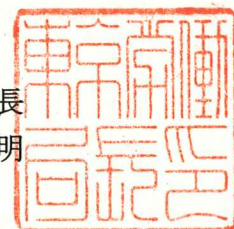




東労発安 0330 第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日

一般社団法人 東京経営者協会
会長・代表理事 鶴浦 博夫 殿

東京労働局長
勝田 智明



雇用保険手続において必要なマイナンバーの届出がなされない場合
の取扱いについて

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 7 月 18 日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムの運用が開始され、同法第 19 条第 7 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供（以下「情報連携」という。）が開始されていますが、今後、日本年金機構が情報連携に参入することにより、新たに高年齢雇用継続給付受給者情報や離職時点の被保険者情報とマイナンバーの紐付けも必須となります。

このため、雇用保険手続において必要なマイナンバーの届出がなされない場合、本年 5 月以降、補正のため返戻を行う取扱いとする予定です。

必要なマイナンバーの届出がない場合には、社会保険又はその他の制度の運用に支障をきたしますので、必ず御提出いただきますよう、別添 1 のリーフレットを活用していただく等により貴会会員の皆様への周知をお願いいたします。

また、今後各種届出等にマイナンバーの記載又は個人番号登録・変更届の添付がなされることに鑑みれば、郵送の取扱いはできる限り御遠慮いただき電子申請を御活用いただくようお願いするとともに、やむを得ず郵送を行う場合であっても、記録付郵便による郵送としていただくよう、別添 2 のリーフレットを活用していただく等によりあわせて周知方をお願いいたします。